

令和4年度第3回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会議次第

日時 令和5年1月12日（木）
午後4時30分～
会場 教育センター1階
コミュニティホール

1 開 会

- (1) 委員紹介
- (2) 会議録署名委員の選出

2 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第1号 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて・・・資料1

【本日、御協議いただきたい点】

課税限度額について、本市では政令の課税限度額が改正された翌年度に引上げを行ってきたが、令和4年3月の政令の改正に合わせて、政令と同額に引き上げることとしてよろしいか御協議いただきたい。

【事務局案】

課税限度額を99万円から102万円に引き上げる。

- ・協議第2号 国民健康保険税の税率等の見直しについて・・・資料2

【本日、御協議いただきたい点】

税率について、被保険者は物価高騰の影響を大きく受けており、更なる負担を求める状況にないことから、令和5年度の税率については据え置きとし、財政安定化支援事業分の繰入を実施することとしてよろしいか御協議いただきたい。

【事務局案】

令和5年度の税率は据え置きとし、財政安定化支援事業分の繰入を実施する。

(2) そ の 他

3 その他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和5年1月12日現在

委員種別	氏名	役職等	備考
第1号委員 被保険者代表	成島 隆裕	市議会議員	
	福田 久美子	市議会議員	
	田中 勇大	宇都宮商工会議所青年部 副会長	
	土屋 貴子	宇都宮商工会議所女性部 会員	
	村田 隆一	市農業委員会 会長職務代理	
	坂本 悦男	公募委員	
	根本 智子	公募委員	
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	松本国彦	市医師会 会長	
	野間重孝	市医師会 副会長	
	増山哲茂	市医師会 副会長	
	石原雅行	市医師会 副会長	
	北條茂男	市歯科医師会 会長	
	生井俊一	市歯科医師会 副会長	
	高野澤 昇	市薬剤師会 会長	
第3号委員 公益代表	平松明夫	市議会議員	
	菅原一浩	市議会議員	
	◎塚田典功	市議会議員	
	○福田茂夫	市社会福祉協議会 副会長	
	劔持幸子	市民生委員児童委員協議会 会長	新任
	上野元子	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 副部会長	
	小野篤司	宇都宮短期大学 准教授	
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長	
	野沢良治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

◎：会長

○：会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
緒 方 秀 徳	保健福祉部長
小久保 雅司	保健福祉部次長
千 本 直 男	保険年金課長 ※ 1
井 上 源 夫	保険年金課長補佐 ※ 2
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長 ※ 2
大 嶋 聡	保険年金課国保給付グループ係長
檜 山 真 佐 樹	保険年金課国保税グループ係長
赤 羽 信 彦	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
佐 藤 真 理 子	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
鈴 木 信 晴	健康増進課長
岩 下 あす香	健康増進課長補佐
小 林 昭 孔	健康増進課企画グループ係長
鈴 木 敦 子	健康増進課健康づくりグループ係長
塚 田 亜 希 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

協議第 1 号

国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

1 令和 3 年度答申の内容

令和 4 年度税制改正において、地方税法施行令（以下「政令」という。）が改正された場合は、令和 5 年度の課税限度額の見直しについて、本協議会において検討する。

⇒ 政令改正済（令和 4 年 3 月 31 日公布 4 月 1 日施行）

2 課税限度額の趣旨

保険税は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、政令においては、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けており、その範囲内で市町村は課税限度額を設定している。

※ 本市の令和 4 年度課税限度額：99 万円

（医療保険分 63 万円，後期高齢者支援金分 19 万円，介護納付金分 17 万円）

3 課税限度額の政令改正動向 …別紙 1 参照

〔平成 31 年度税制改正（平成 31 年 3 月 31 日公布 4 月 1 日施行）〕

- ・ 医療保険分を 58 万円から 61 万円に引き上げる。
- ・ 後期高齢者支援金分は 19 万円を据置き。
- ・ 介護納付金分は 16 万円を据置き。 合計 96 万円

〔令和 2 年度税制改正（令和 2 年 3 月 31 日公布 4 月 1 日施行）〕

- ・ 医療保険分を 61 万円から 63 万円に引き上げる。
- ・ 後期高齢者支援金分は 19 万円を据置き。
- ・ 介護納付金分を 16 万円から 17 万円に引き上げる。 合計 99 万円

〔令和 4 年度税制改正（令和 4 年 3 月 31 日公布 4 月 1 日施行）〕

- ・ 医療保険分を 63 万円から 65 万円に引き上げる。
- ・ 後期高齢者支援金分は 19 万円から 20 万円に引き上げる。
- ・ 介護納付金分は 17 万円を据置き。 合計 102 万円

【参考】国が示す課税限度額の在り方

これまでの被用者保険におけるルール（*）とのバランスを考慮し、課税限度額到達世帯の割合が 1.5% に近づくよう段階的に引き上げていく。

* 最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者世帯の割合が 0.5~1.5% の間となるように法定されている。

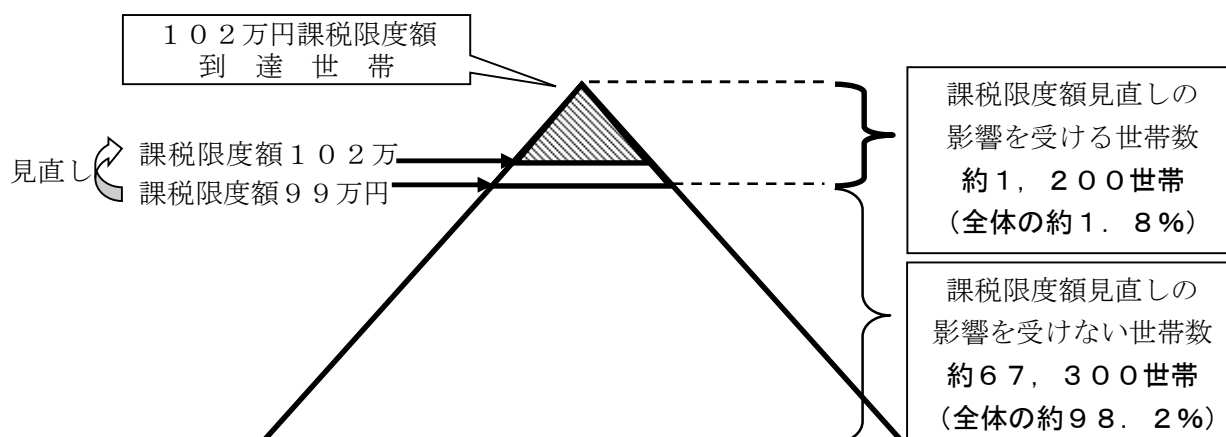
4 本市の課税限度額見直しについての考え方 …別紙2 参照

- ・ 課税限度額を超える高所得世帯については、中低所得世帯に比べて所得に対する負担割合が低く抑えられている状態であり、課税限度額の引上げにより高所得世帯の負担能力に応じた賦課となるため負担の公平が図られる。
- ・ 本市では、政令の課税限度額が改定（例年3月）された翌年度に本協議会へ諮り、議会の承認を経た後、本市の課税限度額を引き上げ、政令と同額としてきた。
※ 令和4年度、政令と同額（102万円）の中核市は、52/62市（84%）

5 現行税率下での課税限度額の見直しに伴う影響 …別紙3-1, 3-2 参照

- ・ 影響を受ける世帯数 → 約1,200世帯
全世帯（約68,500世帯）の約1.8%
- ・ 対象世帯への影響額 → 1世帯平均 約24,000円の増加
- ・ 課税額への影響 → 約2,900万円の増加

【図表1】 課税限度額の見直しに伴い影響を受ける世帯イメージ



6 対応（案）

高所得者世帯にとって負担増となるものの、応能負担の考え方や公平性の確保の観点から、課税限度額を見直し、政令と同額となる引上げを行う。

政令（地方税法施行令の一部改正：令和4年3月31日公布 4月1日施行）
課税限度額：102万円
（医療保険分65万円，後期高齢者支援金分20万円，介護納付金分17万円）

課税限度額の見直しと該当世帯割合の状況（令和4年度（推計））

区分	改正前		改正後		国の方針
	課税 限度額	該当 世帯割合	課税 限度額	該当 世帯割合	
医療 保険分	63万円	1.86%	65万円	1.76%	1.5%
後期高齢者 支援金分	19万円	2.05%	20万円	1.86%	
介護 納付金分	17万円	1.05%	17万円	1.05%	
計	99万円	1.68%	102万円	1.58%	

「第146回社会保障審議会医療保険部会」資料から

※ 医療給付費の増加が見込まれる中で、医療保険分2万円，後期高齢者支援金分1万円を引き上げ，介護納付金分は据え置いた。

〔課税限度額改定の経緯（平成 20 年度以降）〕

【単位：万円】

年度	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	地方税法 施行令改正	宇都宮市	地方税法 施行令改正	宇都宮市	地方税法 施行令改正	宇都宮市
H20*	47	47	12	12	9	9
H21	↓	↓	↓	↓	10	↓
H22	50	↓	13	↓	↓	10
H23	51	50	14	13	12	↓
H24	↓	51	↓	14	↓	12
H25	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H26	↓	↓	16	↓	14	↓
H27	52	↓	17	16	16	14
H28	54	52	19	17	↓	16
H29	↓	54	↓	19	↓	↓
H30	58	↓	↓	↓	↓	↓
H31 (R1)	61	58	↓	↓	↓	↓
R2	63	61	↓	↓	17	↓
R3	↓	63	↓	↓	↓	17
R4	65	↓	20	↓	↓	↓
R5 (案)	↓	65	22	20	↓	↓

※後期高齢者支援金分は平成 20 年 4 月創設

モデルケースにおける課税額の比較

(単位:円)

世帯内 被保険者数	所得額	現行(99万円)			改定後(102万円)			増加額
		区分ごとの 課税額	課税額	対所得 比率	区分ごとの 課税額	課税額	対所得 比率	
1人世帯	600万円	医 399,100	690,200	11.5	医 399,100	690,200	11.5	0
		後 159,000			後 159,000			
		介 132,100			介 132,100			
	800万円	医 526,300	886,300	11.1	医 526,300	896,300	11.2	10,000
		後 190,000			後 200,000			
		介 170,000			介 170,000			
1,000万円	医 630,000	990,000	9.9	医 650,000	1,020,000	10.2	30,000	
	後 190,000			後 200,000				
	介 170,000			介 170,000				
2人世帯	600万円	医 425,000	736,400	12.3	医 425,000	736,400	12.3	0
		後 168,800			後 168,800			
		介 142,600			介 142,600			
	800万円	医 552,200	912,200	11.4	医 552,200	922,200	11.5	10,000
		後 190,000			後 200,000			
		介 170,000			介 170,000			
1,000万円	医 630,000	990,000	9.9	医 650,000	1,020,000	10.2	30,000	
	後 190,000			後 200,000				
	介 170,000			介 170,000				
3人世帯	600万円	医 450,900	782,600	13.0	医 450,900	782,600	13.0	0
		後 178,600			後 178,600			
		介 153,100			介 153,100			
	800万円	医 578,100	938,100	11.7	医 578,100	948,100	11.9	10,000
		後 190,000			後 200,000			
		介 170,000			介 170,000			
900万円	医 630,000	990,000	11.0	医 641,700	1,011,700	11.2	21,700	
	後 190,000			後 200,000				
	介 170,000			介 170,000				

※網掛けは課税限度額到達分

○ 上記モデルケースでは、課税限度額の引き上げにより

- ・所得額600万円では、どの世帯でも課税額の変更はない。
 - ・所得額800万円では、どの世帯でも後期高齢者支援分が増額となる。
 - ・所得額1000万円では、どの世帯でも医療保険分と後期高齢者支援分が増額し、課税限度額に到達する。
- ※3人世帯では所得額900万円の世帯で、医療保険分と後期高齢者支援分が増額となる。

モデルケースにおける課税限度額に到達する所得額の比較

(単位:万円)

世帯内 被保険者数		区分	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
1人世帯	現行 99万円	課税限度額到達所得額 (給与収入換算額)	963 (1,158)	722 (917)	783 (978)
	↓ 改定試算 102万円	課税限度額到達所得額 (給与収入換算額)	995 (1,190)	761 (956)	〃
2人世帯	現行 99万円	課税限度額到達所得額 (給与収入換算額)	923 (1,118)	683 (878)	732 (927)
	↓ 改定試算 102万円	課税限度額到達所得額 (給与収入換算額)	954 (1,149)	723 (918)	〃
3人世帯	現行 99万円	課税限度額到達所得額 (給与収入換算額)	882 (1,077)	645 (839)	682 (877)
	↓ 改定試算 102万円	課税限度額到達所得額 (給与収入換算額)	913 (1,108)	684 (879)	〃

協議第 2 号

国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 国民健康保険財政の仕組み

国民健康保険（以下「国保」という。）は、特別会計で経理されており、国保事業費納付金（以下「納付金」という。）や保健事業費及び保険給付費などの国保事業に要する経費を、**国・県・市からの公費と被保険者から徴収する保険税で賄うことを基本としている。**

【図表 1】国保特別会計のイメージ

歳出項目	歳入項目
納付金 都道府県が決定	保険税 納付金等に応じた 税率等の検討
	保険者努力支援制度交付金 特別調整交付金等 国・県から交付
保健事業費（特定健診等事業費など）	国・県から交付
保険給付費	支出（同額） 保険給付費交付金 「保険給付費」分が全額県から交付

【図表 2】本市の納付金の金額の推移

(単位：百万円)

年 度	R元	R2	R3	R4
納付金額	15,842	14,682	13,822	13,205
前年比	1,423	▲1,160	▲860	▲617

2 市国保運営協議会への諮問

- ・ 税率は、平成 26 年度に改定して以来、据え置きとしている。
- ・ 令和 3 年度の諮問の際には、新型コロナウイルス感染症の動向や経済・雇用情勢によって被保険者が受ける影響について 2 年間見通しての答申が困難なことから、見直しの対象を令和 4 年度の単年度とし、令和 5 年度の税率は、本年度改めて検討すべきとの答申を受けた。
⇒ 本年度は令和 5 年度の単年度の税率の見直しとなる。

【図表 3】現行保険税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	6.36% (6.90%)	2.55% (2.58%)	2.07% (2.36%)
均等割額	25,900 円 (29,426 円)	9,800 円 (10,700 円)	10,500 円 (11,988 円)
平等割額	19,000 円 (20,265 円)	7,200 円 (7,369 円)	6,400 円 (6,242 円)
課税限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円

※ () は令和 4 年度の標準保険税率

標準保険税率とは、県から示された納付金を賄うことができる税率について、県内統一の算定基準により算出したもの

3 本市国保の現状

- ・ 国保では、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などにより1人当たりの医療費が増加傾向であり、被保険者に保険税負担能力の低い無職者や低所得者が多いことから、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。
- ・ 本市では、市の福祉政策に基づく一般会計からの法定外繰入のほか、保険者の責めに帰さない要因（医療保険制度改革や無所得者が多いといった制度の構造的な問題）による財政負担等に対応するための財政安定化支援事業分の繰入をやむを得ず実施している。
- ・ 本市では、財政安定化支援事業分の繰入を縮減するため、「第2次国保経営改革プラン」に基づき、歳入の確保につながる保険税収納率の向上や歳出抑制につながる医療費の適正化などの各種施策を実施している。

【図表4】 財政安定化支援事業分の繰入の推移 (単位：百万円)

年 度	R元	R2	R3	R4 (見込)
金 額	1,559	759	304	313

4 国保会計の収支見直し

(1) 収支見直しの前提条件

- ・ 前提条件となる被保険者数は、過去3年間の傾向と団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による影響等の特殊要因を踏まえ算出
- ・ 主な歳出の保険給付費は、1人当たり保険給付費の伸び率を踏まえ算出
- ・ 主な歳入の保険税は、直近の決算や令和4年度当初課税状況等を踏まえ算出

(2) 収支見直しの結果

【図表5】 令和5年度の収支見直し (単位：百万円)

区 分	歳 出	歳 入	差 額
金 額	46,989	46,599	▲390

- ・ 令和5年度の収支見直しは、財政安定化支援事業分繰入を行わない場合、歳入に対し歳出が約3億9千万円上回る見込となる。・・・別紙1参照
- ※ 歳出が上回る分を保険税で賄う場合
1人当たり保険税額：102,031円（4,574円の増）

5 対応（案）

(1) 外部環境の変化を踏まえた税率の見直し

ア 新型コロナウイルス感染症

収束は、未だ不透明な状況ではあるが、ワクチンの接種回数が進むとともに、感染症対策を行いながら社会経済活動を維持・継続する取組により、被保険者の所得等は、新型コロナ感染拡大前の状況に戻りつつある中、第8波に入り、感染者数が再び増加しており、所得等に影響が生じる懸念がある。

イ 物価高騰・・・別紙2(1)参照

世界情勢の悪化に伴う原油などのエネルギー価格の高騰や円安などの影響により、物価高騰が続いており、本市では水道基本料金を2か月無料としたことに加え、「原油価格・物価高騰に対する総合的な経済対策（第2弾）」を決定し、事業者支援に取り組むほか、国では物価高騰対策を柱とする「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」などの対応策を打ち出しているが、収束に向けた動向を注視する必要がある。

ウ 低所得者負担・・・別紙2(2)参照

日本銀行が公表した「経済・物価情勢の展望」レポートでは、所得が低い家計ほどエネルギーや食料品の多くを含む基礎的支出が消費支出に占めるウエイトが高く「直面する物価上昇率が高くなっている」との指摘がある。

⇒ エネルギー価格の高騰や円安などの影響による物価の上昇が続き、低所得者が多い国保の被保険者が受ける負担感はより高まっており、国などによる経済対策の動きはあるものの、被保険者に更なる負担を求め得る状況にないことから、令和5年度の税率については、据え置きとする。

※ 令和5年度の保険税率を据え置いた際の対応については、財政健全化に向けた歳入確保や歳出抑制の更なる強化を徹底した上で、令和5年度も、保険者の責めに帰さない要因による財政負担等に対応するための財政安定化支援事業分の繰入を実施する。

(2) 財政健全化に向けた歳入確保及び歳出抑制の更なる強化(案)

・・・別紙3参照

本市では、収納率の向上を図るため、先進中核市の取組について調査・分析を行い、本市の取組内容と照らし合わせ、改善を図るための効果的な対策について検討を行い、取組を強化した。

ア 口座振替の加入強化

「口座振替の原則化」に係る要綱を制定して、国保新規加入者や既存の被保険者に対して、窓口等において「口座振替の原則化」の文言が入ったチラシなどを活用し、口座振替の加入勧奨を強化する。

イ 滞納者の状況把握の徹底

高額滞納者や長期滞納者に加えて、現年度滞納者に対しても、「預貯金調査の電子化」の活用などにより、財産や生活状況の調査を行い、滞納者の状況把握を徹底する。

ウ 差押処分の強化

納付資力がある場合は、換価性の高い預貯金を中心に、給与、生命保険、年金等についても積極的に調査を行い、差押件数の増加を図る。

エ 納付資力のない者への早期の対応

納付資力のない滞納者に対しては、現年度分からの早期の納付相談に応じ、執行停止が適当な場合は、過年度分はもとより現年度分も含めた執行停止を速やかに実施する。

オ 医療費の適正化（歳出抑制）

特定健診の受診勧奨や受診行動のデータ分析をA Iを活用して継続するとともに、高額な医療費を抑制するため糖尿病性腎症重症化予防事業の受診勧奨を強化するなど、1人当たりの医療費の増加の抑制を図る。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年	2月	2日	第4回国保運営協議会
			※答申書（案）について
		9日	答申書手交式

本市国保財政の収支見通しについて

1 収支見通しの推計方法

	項目	推計方法等
1 収支試算の前提条件	○ 被保険者数・世帯数	○ 歳出の保険給付費や歳入の保険税等、各種項目の推計の基本となる数値
	被保険者数	○ 過去3か年の傾向と以下の特殊要因を踏まえ算出 ・ 後期高齢者医療への移行による減少数は令和5年度に移行が見込まれる年齢の被保険者数を反映 ⇒ 団塊の世代の後期高齢者医療への移行による被保険者数の減少の影響により、令和5年度に5,700人減少
	世帯数	○ 被保険者数、1世帯当たりの被保険者数の相関から算出
2 各項目の推計	(1) 主な歳出	
	保険給付費(★)	○ 1人当たり保険給付費の伸び率等を踏まえ算出 ⇒ 1人当たり保険給付費の増加が見込まれるものの、被保険者数の減少に伴い、令和5年度に約1.5億円減少
	国保事業費納付金	○ 県から示された被保険者数や医療費、公費等の情報から見込まれる額
	(2) 主な歳入	
	保険税(現年度)	○ 課税額は決算状況や令和4年度当初課税額の状況を踏まえ算出 ○ 収納率は過去3年の伸び率及び今後の収納対策の効果を踏まえ算出 ⇒ 収納率は上昇が見込まれるものの、被保険者数の減少に伴う保険税課税額の減少により、令和5年度に約4.1億円減少 ※過年度分は約0.5億円減少
保険給付費等交付金	○ 普通交付分(★)：保険給付費(出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金を除く)と同額 ○ 特別交付分：過去の交付実績を踏まえ算出	

(★) 保険給付に係る費用は全額県が負担するため、収支には影響しない

2 収支見通しの推計結果

■ 主な項目の推移

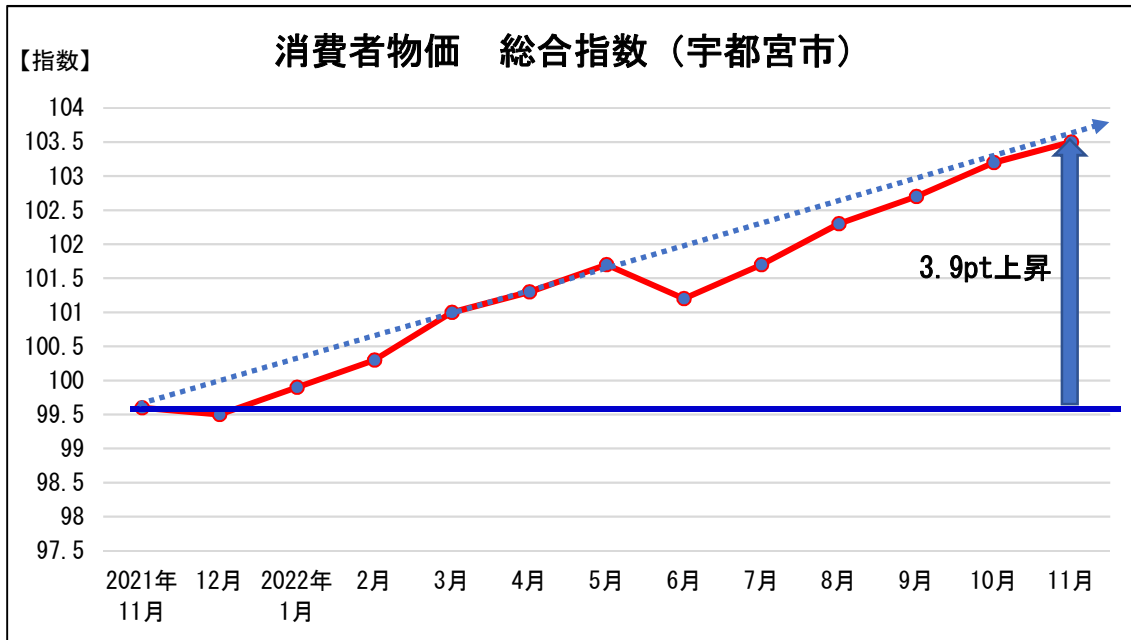
年度 区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	(実績)	前年比	(見込)	前年比	(推計)	前年比	
国保被保険者数〔全体〕(人)	103,580	▲2.1	98,700	▲4.7	93,000	▲5.8	
国保世帯数(世帯)	67,763	▲1.0	65,400	▲3.5	62,400	▲4.6	
1世帯当たりの被保険者数(人/世帯)	1.53	▲1.2	1.51	▲1.3	1.49	▲1.2	
歳出	保険給付費(百万円)	33,529	5.2	33,470	▲0.2	33,321	▲0.4
	国保事業費納付金(百万円)	13,822	▲5.9	13,205	▲4.5	12,682	▲4.0
歳入	現年度保険税課税額(百万円)	10,103	▲2.3	9,621	▲4.8	9,063	▲5.8
	現年保険税収率(%)	89.66	0.88	90.67	1.01	91.68	1.01

(単位：百万円)

年度 区分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算見込)	令和5年度 (推計)	
国保事業費納付金	13,822	13,205	見込額 12,682	
歳出	保険給付費	33,529	33,470	33,321
	保健事業費	252	293	284
	その他	836	934	702
	歳出計…④	48,439	47,902	46,989
保険税(現年度)	9,067	8,723	8,309	
一般会計繰入金(=①+②+③+④)	4,260	4,120	3,731	
歳入	保険基盤安定繰入金…①	2,611	2,447	2,319
	国保繰出基準に基づく繰入…②	816	846	883
	市の福祉政策に基づく繰入…③	529	514	529
	財政安定化支援事業分繰入…④	304	313	
	保険給付費等交付金	34,078	34,055	33,837
その他(保険税過年度分等)	1,034	1,004	722	
歳入計…⑤	48,439	47,902	46,599	
④と⑤の差額	0	0	▲390	

物価高騰などによる市民への影響

(1) 物価高騰

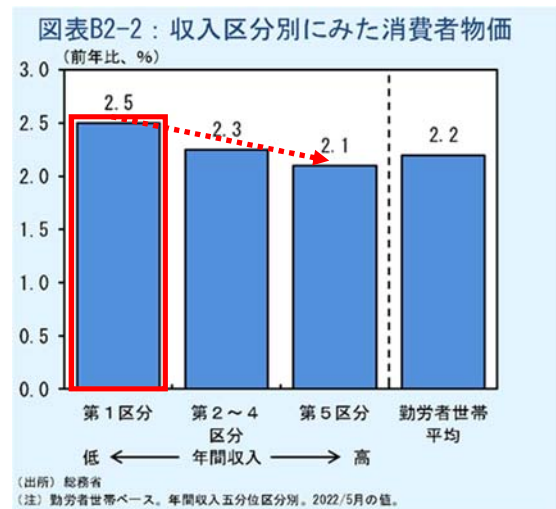
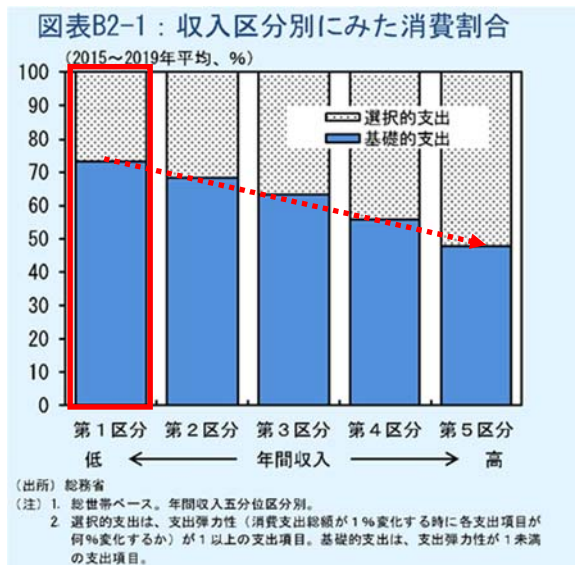


※2020年(基準年)を100とした指数

※前年同月(11月)比は3.9%の上昇

- ・上昇に寄与した主な内訳・・・電気代, 魚介類, 調理食品
- ⇒ 寄与した主な内訳については, 総務省統計局が公表している小売物価統計調査結果をもとに, 栃木県が独自に算出したもの

(2) 低所得者負担



出典: 令和4年7月22日公表 日本銀行「経済・物価情勢展望」レポート

⇒ 所得が低い世帯ほど年間収入に占める基礎的支出の割合が高く, 前年度と比較して物価上昇率が高くなっていることから, 無職者や低所得者が多い国保の被保険者の負担感が高まっている。

財政健全化に向けた主な取組の現状

ア 口座振替の加入強化

◆口座振替加入状況（各年度2月末現在）

	世帯数	口座振替世帯	新規加入世帯	口座振替加入率	先進中核市6市平均 口座加入率	先進中核市6市中最高 口座加入率
3年度	55,887世帯	19,453世帯	1,632世帯	34.8%	33.9%	47.9%
2年度	56,921世帯	19,539世帯	1,674世帯	34.3%	34.5%	47.8%

イ 滞納者の状況把握の徹底

◆預貯金調査件数（pipitLINQを令和4年2月に導入）

	4年度 【11月末現在】	3年度	2年度
件数	57,820件	5,926件	3,533件

ウ 差押処分の強化

◆差押件数・収納額（各年度3月末現在）

	件数 (うち債権)	収納額	先進中核市6市平均件数 (うち債権)
4年度 【11月末現在】	486件 (486件)	45,592千円	一件 (一件)
3年度	403件 (403件)	42,916千円	959件 (945件)
2年度	213件 (212件)	39,998千円	869件 (861件)

※債権は、預貯金、生命保険、給与等

エ 納付資力のない者への早期の対応

◆差押以外の滞納処分時期（令和2年度）

	執行停止後3年経過	時効, 5年経過 又は5年超	計
先進中核市 6市平均	140,254千円 (64.4%)	77,415千円 (35.6%)	217,669千円 (100%)
宇都宮市	32,069千円 (9.7%)	300,907千円 (90.3%)	332,976千円 (100%)

オ 医療費の適正化（歳出抑制）

◆特定健康診査受診率

	対象者数	受診者数	受診率	令和元年度中核市 平均受診率(※)
3年度	70,340名	19,634名	27.9%	36.0%
2年度	72,875名	18,857名	25.9%	

※新型コロナウイルス感染症の流行拡大前の受診率を記載

◆糖尿病重症化予防事業 受診勧奨実績（各年度3月末現在）

	対象者数	受診者数	受診勧奨回数	受診率
3年度	96名	64名	266回	66.7%
2年度	97名	75名	217回	77.3%

※ 先進中核市6市：盛岡市、松本市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市